

<p>恵庭市いじめ防止基本方針 (現行)</p> <p>(6) 学校・家庭・地域・関係機関との連携</p> <p>①より多くの大人が児童等と関わり、児童等の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校・家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める。</p> <p>②いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校や関係機関、民間団体等との情報交換に努め、情報の共有化や連携強化、その他必要な体制整備を図る。また、必要に応じて道との連携を取り、迅速にいじめの問題に対応できるよう努める。</p> <p>③被害児童生徒と加害児童生徒が同じ学校に在籍していない場合や、進学及び進級、転学した場合であっても、被害児童生徒又はその保護者に対する支援、及び加害児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言が適切に行われ、情報が確実に引き継がれるよう努める。</p> <p>④いじめ防止等のための連携協力体制を整備する。</p>	<p>(6) 学校・家庭・地域・関係機関との連携</p> <p>（平成30年度改定案）</p> <p>①より多くの大人が児童生徒と関わり、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、学校・家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める。</p> <p>②いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校や関係機関、民間団体等との情報交換に努め、情報の共有化や連携強化、その他必要な体制整備を図る。また、必要に応じて道との連携を取り、迅速にいじめの問題に対応できるよう努める。</p> <p>③被害児童生徒と加害児童生徒が同じ学校に在籍していない場合や、進学及び進級、転学した場合であっても、被害児童生徒又はその保護者に対する支援、及び加害児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言が適切に行われ、情報が確実に引き継がれるよう努めるために、学校相互間の連携協力体制を整備する。</p>	<p>(7) 学校運営改善の支援</p> <p>①教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようのために、事務機能の効率化といった学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。</p> <p>②学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置付けるとともに、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な情報共有、組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底し、評価結果を踏まえた学校運営改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</p>	<p>(7) 学校運営改善の支援</p> <p>①教職員が児童等と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようために、事務機能の効率化といった学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。</p> <p>②学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うときは、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童等の児童生徒に対する必要な指導・助言を行なうことを評価する。</p>
<p>2. 学校が実施する施策</p>	<p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>学校は、どのようないじめ防止等の取組を行なうかについて、基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した方針については、定期的に点検・検証し、アンケートや協議の場を設けるなど児童生徒の意見を取り入れ、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た上で、必要に応じて内容の見直しや改善を実施し、より分かりやすい基本方針となるよう努める。また、学校のホームページ等で随時公開し、内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に説明する。</p>	<p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>学校は、どのようないじめ防止等の取組を行なうかについて、基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した方針については、定期的に点検・検証し、アンケートや協議の場を設けるなど児童生徒の意見を取り入れ、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た上で、必要に応じて内容の見直しや改善を実施し、より分かりやすい基本方針となるよう努める。また、学校のホームページ等で随時公開し、内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に説明する。</p>	<p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>学校は、どのようないじめ防止等の取組を行なうかについて、基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した方針については、定期的に点検・検証し、アンケートや協議の場を設けるなど児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害児童生徒への支援につながる。</p> <p>(2) 中核的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発生時にあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者による対応ではなく組織として一貫した対応となる。 ・いじめの対応にかかわらず、児童生徒が上での安心感を与えることには、いじめの抑止につながる。 ・加害児童生徒への成長支援に位置付けることにより、いじめの加害児童生徒への支援につながる。 <p>・いじめが起きにくくするために、いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行なうための具体的な取組方針</p> <p>・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）</p>

<p>恵庭市いじめ防止基本方針 (現行)</p> <p>恵庭市いじめ防止基本方針 (平成30年度改定案)</p> <p>・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示 ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方にについてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等） ・アンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定 ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組 ・学校いじめ対策組織の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・ 事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画 ・成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針 ・学校いじめ対策組織を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組</p> <p>（2）学校いじめ対策組織の設置</p> <p>学校は、いじめ対策についての総括組織として「学校いじめ対策組織」を設置する。学校いじめ対策組織は、いじめの問題に取り組むための指導的役割を果たす。いじめの問題への指導については、学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校全体をあげた取組を推進し、状況に応じた構成員で組織を構成し指導にあたる。</p> <p>①設置の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込ます「学校が組織的に対応する」とにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。 <p>②構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長、教頭、生徒指導担当教員、主幹教諭、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に携わる教職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家から、学校の実情に応じて決定する。 ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。 ・個々の事案により、関係の深い教職員を追加する。 ・教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようになるなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。 <p>③体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとつて情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反する行為であることを、教職員に周知徹底する。 ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。 ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。 ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が個人で抱えこんだり、対応不要であると判断したりせず、直ちに全て報告・相談できる

<p>恵庭市いじめ防止基本方針 (平成30年度改定案)</p> <p>②校内いじめ問題対策委員会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、改善。 ○ 実態把握や情報収集を目的とした取組。 ○ いじめが生じたときの組織的調査。 ○ 保護者や地域への情報提供。 ○ 具体的で実効性のある校内研修の企画。 <p>④役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくいいじめを許さない環境づくりを行う。 ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となり、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。 ・いじめに係る情報があつた時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。 ・いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。 ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。 ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・改善を行う。 ・いじめの防止等に係る具体的で実効性のある校内研修を企画し、計画的に実施する。 ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（P D C Aサイクルの実行を含む。） ・学校いじめ防止基本方針の内容及び学校いじめ対策組織の役割が、児童生徒や保護者、地城住民から容易に認識される取組を行う。 <p>(3) いじめの未然防止</p> <p>いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、児童生徒同士が主体的にいじめの未然防止に資する活動に取り組む。</p> <p>いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童等を対象に、いじめに気付いたときに傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」へ報告するなど、いじめを止めさせたための行動をとる重要性を理解させるよう努める。</p>	<p>恵庭市いじめ防止基本方針の主な改定内容、その4に該当</p> <p>① いじめが生まれにくい環境をつくるため、全教職員の理解のもと、全ての児童生徒を対象に、様々な教育活動を通じて、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図る。</p> <p>② 児童生徒一人ひとりを大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を目指す。</p> <p>③ いじめ防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進し、「いじめは決して許されない」という意識を児童生徒に醸成する。</p>	<p>① いじめが生まれにくい環境をつくるため、全教職員の理解のもと、全ての児童等を対象に、様々な教育活動を通じて、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図る。</p> <p>② 児童等一人ひとりを大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を目標とする。</p> <p>③ いじめ防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動を促進し、「いじめは決して許されない」という意識を児童等に醸成する。</p>
---	---	---

<p>恵庭市いじめ防止基本方針 (現行)</p> <p>④ 児童等やその保護者、教職員に対していじめを防止することの重要性について理解を深めるための啓発等を行う。 ⑤ インターネットやメール等による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童等、保護者、地域への啓発に努める。</p>	<p>④ 児童生徒やその保護者、教職員に対していじめを防止することの重要性について理解を深めるための啓発等を行う。 ⑤ インターネットやメール等による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発に努める。 ⑥ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行いうとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。 ⑦ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように、児童生徒の注意を払う。</p>	<p>恵庭市いじめ防止基本方針 (平成30年度改定案)</p> <p>④ 児童生徒やその保護者、教職員に対していじめを防止することの重要性について理解を深めるための啓発等を行う。 ⑤ インターネットやメール等による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発に努める。</p> <p>⑥ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行いうとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。</p> <p>⑦ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように、児童生徒の注意を払う。</p>
<p>(4) いじめの早期発見・早期対応</p> <p>いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを裝つて行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくく行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持つて、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要である。</p>	<p>(4) いじめの早期発見・早期対応</p> <p>いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを裝つて行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくく行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持つて、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要である。</p>	<p>(4) いじめの早期発見・早期対応</p> <p>いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを裝つて行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくく行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持つて、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要である。</p>
<p>① 日常的に児童等の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するように努める。 ② いじめの実態を適切に把握するため、アンケート調査の実施、児童等との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。 ③ 児童等やその保護者、教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。</p>	<p>① 日常的に児童生徒の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するように努める。 ② いじめの実態を適切に把握するため、アンケート調査の実施、児童生徒との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。 ③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。</p>	<p>① 日常的に児童生徒の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するように努める。 ② いじめの実態を適切に把握するため、アンケート調査の実施、児童生徒との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。 ③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。</p>
<p>(5) いじめへの対処</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込み、いじめを受けた児童生徒の心的な状況等を十分確認し、いじめを受けた児童生徒や情報を探し、状況を把握するため、アンケート調査の実施、児童等との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 児童等やその保護者、教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。</p>	<p>(5) いじめへの対処</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込み、いじめを受けた児童生徒や情報を探し、状況を把握するため、アンケート調査の実施、児童等との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 児童等やその保護者、教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。</p>	<p>(5) いじめへの対処</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込み、いじめを受けた児童生徒や情報を探し、状況を把握するため、アンケート調査の実施、児童等との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 児童等やその保護者、教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。</p>
<p>① いじめを受けた児童等の心的な状況等を十分確認し、いじめを受けた児童等や情報を提供した児童等を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除いた上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。 ② いじめを受けた児童等にとつて信頼できる人物と協力し気持ちに寄り添える体制を構築し、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員経験者、警察官経験者等と連携する。</p> <p>③ いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聞き取りを行い、いじめが確認された場合には、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気が付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。また、保護者と連携して継続的な助言を行う。</p>	<p>① いじめを受けた児童等の心的な状況等を十分確認し、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童等を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除いた上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。 ② いじめを受けた児童等にとつて信頼できる人物と協力し気持ちに寄り添える体制を構築し、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員経験者、警察官経験者等と連携する。</p> <p>③ いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聞き取りを行い、いじめが確認された場合には、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気が付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。また、保護者と連携して継続的な助言を行う。</p>	<p>① いじめを受けた児童等の心的な状況等を十分確認し、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童等を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除いた上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。 ② いじめを受けた児童等にとつて信頼できる人物と協力し気持ちに寄り添える体制を構築し、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員経験者、警察官経験者等と連携する。</p> <p>③ いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聞き取りを行い、いじめが確認された場合には、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気が付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。また、保護者と連携して継続的な助言を行う。</p>

恵庭市いじめ防止基本方針 (現行)		恵庭市いじめ防止基本方針 (平成30年度改定案)	及び 「在改定内容該当箇所」
基本方針該当ページ			
④ いじめを行った児童等に対しては、いじめによって相手がどれほど傷つくのかを理解させた態勢で指導・対応を行なう一方で、当該児童等の抱える問題や悩み等の背景にも目を向け、豊かな人間性を育むことや健全な人間関係を構築することができるよう配慮する。	① いじめを行った児童生徒に対しては、いじめによって相手がどれほど傷つくのかを理解させた態勢で指導・対応を行なう一方で、当該児童生徒の「観衆」となることができるよう配慮する。	① いじめを行った児童生徒に対しては、はやし立てたり面白がったりする行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。また、「傍観者」となつていた児童生徒に対しては、いじめを目撃した場合は勇気を持つてすぐに誰かに知らせるなどを指導する。	① いじめを行った児童生徒に対する別室での指導や出席停止制度の活用等、いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。
⑤ 必要に応じて、いじめを行った児童等に対する別室での指導や出席停止制度の活用等、いじめを受けた児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。	② いじめを受けた児童生徒が、いじめを行った児童生徒との関係改善を望む場合には、学校の教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の場を持つなどして、関係修復を図る。なお、いじめが解決したと思われる場合であっても、十分に注意を払いながら繼續して見守り、折りに触れる必要な支援を行う。	② いじめを受けた児童生徒が、いじめを行った児童生徒との関係改善を望む場合には、学校の教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の場を持つなどして、関係修復を図る。なお、いじめが解消したと思われる場合であっても、十分に注意を払いながら繼續して見守り、折りに触れる必要な支援を行う。	② いじめを受けた児童生徒が、いじめを行った児童生徒との関係改善を望む場合には、学校の教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の場を持つなどして、関係修復を図る。なお、いじめが解消したと思われる場合であっても、十分に注意を払いながら繼續して見守り、折りに触れる必要な支援を行う。
⑥ 必要に応じて、いじめを行った児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。	③ インターネットやメール等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。	③ インターネットやメール等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。	③ インターネットやメール等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。
⑦ いじめを受けた児童等が、いじめを行った児童等との関係改善を望む場合には、学校の教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の場を持つなどして、関係修復を図る。なお、いじめが解決したと思われる場合であっても、十分に注意を払いながら繼續して見守り、折りに触れる必要な支援を行う。	④ インターネットやメール等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。	④ インターネットやメール等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。	④ インターネットやメール等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。
⑧ 児童等の健全な成長と発達には、生活の基盤となる家庭や地域の役割は不可欠である。また、いじめの問題を速やかに解消するには、学校だけで問題を抱えることなく、関係機関とも情報を持てる体制を整備しておく必要がある。いじめの問題の重要性を広く認識させ、適切に対処するためには、家庭や地域、関係機関との連携が不可欠である。	⑨ 家庭・地域・関係機関との連携	⑨ 家庭・地域・関係機関との連携	⑨ 家庭・地域・関係機関との連携
⑨ 家庭・地域・関係機関との連携	⑩ 子どもの健全な成長と発達には、生活の基盤となる家庭や地域の役割は不可欠である。また、いじめの問題を速やかに解消するには、学校だけでなく地域と連携した対策を推進する。	⑩ 子どもの健全な成長と発達には、生活の基盤となる家庭や地域の役割は不可欠である。また、いじめの問題を速やかに解消するには、学校だけでなく地域と連携した対策を推進する。	⑩ 子どもの健全な成長と発達には、生活の基盤となる家庭や地域の役割は不可欠である。また、いじめの問題を速やかに解消するには、学校だけでなく地域と連携した対策を推進する。
⑩ 家庭運営の改善	⑪ いじめ防止等を推進するために、日頃から児童生徒について家庭と情報を交換し、共有する。	⑪ いじめ防止等を推進するために、日頃から児童生徒について家庭と情報を交換し、共有する。	⑪ いじめ防止等を推進するために、日頃から児童生徒について家庭と情報を交換し、共有する。
⑪ 家庭運営の改善	⑫ PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。	⑫ PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。	⑫ PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。
⑫ 家庭運営の改善	⑬ 学校内ののみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関と適切な連携をとる。	⑬ 学校内ののみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関と適切な連携をとる。	⑬ 学校内ののみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関と適切な連携をとる。
⑬ 家庭運営の改善	⑭ いじめ防止等を推進するためには、日頃から児童等について家庭と情報を交換し、共有する。	⑭ いじめ防止等を推進するためには、日頃から児童等について家庭と情報を交換し、共有する。	⑭ いじめ防止等を推進するためには、日頃から児童等について家庭と情報を交換し、共有する。
⑭ 家庭運営の改善	⑮ 地域と連携した対策を推進する。	⑮ 地域と連携した対策を推進する。	⑮ 地域と連携した対策を推進する。
⑮ 家庭運営の改善	⑯ 学校内ののみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、日頃から児童相談所、医療機関等の関係機関と適切な連携をとる。	⑯ 学校内ののみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、日頃から児童相談所、医療機関等の関係機関と適切な連携をとる。	⑯ 学校内ののみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、日頃から児童相談所、医療機関等の関係機関と適切な連携をとる。
⑯ 家庭運営の改善	⑰ 学校運営の改善	⑰ 学校運営の改善	⑰ 学校運営の改善
⑰ 家庭運営の改善	⑱ ①教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組むことができるようになるため、事務機能の効率化を図る。	⑱ ①教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組むことができるようになるため、事務機能の効率化を図る。	⑱ ①教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組むことができるようになるため、事務機能の効率化を図る。
⑱ 家庭運営の改善	⑲ ②学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置付けるとともに、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な情報共有、組織的な取組等を評価するよう努める。	⑲ ②学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置付けるとともに、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な情報共有、組織的な取組等を評価するよう努める。	⑲ ②学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置付けるとともに、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な情報共有、組織的な取組等を評価するよう努める。
⑲ 家庭運営の改善	⑳ ③家庭・地域の役割	⑳ ③家庭・地域の役割	⑳ ③家庭・地域の役割
⑳ 家庭運営の改善	⑳ ①家庭の役割	⑳ ①家庭の役割	⑳ ①家庭の役割
⑳ 家庭運営の改善	⑳ ②家庭は、児童等にとって心のよりどころであるとともに、児童等の教育に関して第一義的な責任を有している。児童等の保護者は、このことを踏まえ、以下につ	⑳ ②家庭は、児童等にとって心のよりどころであるとともに、児童等の教育に関して第一義的な責任を有している。児童等の保護者は、このことを踏まえ、以下につ	⑳ ②家庭は、児童等にとって心のよりどころであるとともに、児童等の教育に関して第一義的な責任を有している。児童等の保護者は、このことを踏まえ、以下につ

恵庭市いじめ防止基本方針 (現行)	いて推進することが望まれる。 ①児童等に対し、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。また、児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、 自ら適応示すなどして 基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。 ②その保護する児童等の生活の様子に変化や不安を感じる兆候があった場合には、児童等に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校や関係機関等に相談し協力し協力しながらその解消に努める。 ③いじめの問題への対応にあたって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者や学校と連携し、適切な方法により問題の解決に努める。 ④児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。 ⑤児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう指導するとともに、児童等が同じ過ちを繰り返すことがないよう見守り支える。	(平成30年度改定案) いて推進することが望まれる。 ①児童生徒に対し、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。また、児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、 自ら適応示すなどして 基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。 ②日頃から児童生徒との会話や触れ合いを通して、 生活の様子の変化や不安な気持ちはなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校や関係機関等に相談し協力しながらその解消に努める。
	<p>(2) 地域の役割</p> <p>児童等の成長には、家庭や学校だけでなく地域の存在が不可欠である。いじめの問題においても同様であり、地域では以下について推進することが望まれる。</p> <p>①児童等が地域において様々な機会を通じて望ましい人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるように、活動できる場所や機会を積極的に提供する。</p> <p>②児童生徒の健やかな成長・発達のため、異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。</p> <p>③児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。</p> <p>④児童等がいじめを受けている又は行っているとの疑いがあつた場合には、児童等の在籍する学校や保護者、関係機関に相談・連絡するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に協力する。</p>	<p>(2) 地域の役割</p> <p>児童生徒の成長には、家庭や学校だけでなく地域の存在が不可欠である。いじめの問題においても同様であり、地域では以下について推進することが望まれる。</p> <p>①児童生徒が地域において様々な機会を通じて望ましい人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるように、活動できる場所や機会を積極的に提供する。</p> <p>②児童生徒の健やかな成長・発達のため、異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。</p> <p>③児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。</p> <p>④児童生徒がいじめを受けている又は行っているとの疑いがあつた場合には、児童生徒の在籍する学校や保護者、関係機関に相談・連絡するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に協力する。</p>

恵庭市いじめ防止基本方針
(現行)

3章 重大事態への対処		恵庭市いじめ防止基本方針 (平成30年度改定案)	基本方針該当ページ 及び 本小改定内容該当箇所
1. 重大事態の意味	重大事態については、法第28条の規定を踏まえ、次のとおりとする。	3章 重大事態への対処	16p
① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ・児童等が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神的疾患を発症した場合	重大事態については、法第28条の規定を踏まえ、次のとおりとする。 ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神的疾患を発症した場合	1. 重大事態の意味	② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を日安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記日安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
② いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を日安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記日安にかかわらず、迅速に調査に着手する。	重大事態については、法第28条の規定を踏まえ、次のとおりとする。 ② いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を日安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記日安にかかわらず、迅速に調査に着手する。	2. 重大事態の調査	<p>(1) 重大事態の対処</p> <p>学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。また、学校及び教育委員会は、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。</p> <p>なお、いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。</p> <p>また、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に對して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。</p> <p>(2) 調査主体の判断</p> <p>調査は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合があり、その判断は教育委員会が行う。従前の経緯や事案の特性、被害児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施する。</p> <p>(3) 恵庭市いじめ問題調査委員会の設置</p> <p>教育委員会は、重大事態の調査について、適切な方法により事実関係を明確にすれどともに、同種の事態の発生の防止に資するため、附属機関として恵庭市いじめ問題調査委員会(以下、「いじめ問題調査委員会」という。)を設置する。いじめ問題調査委員会は、専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により組織され、調査の公平性や</p>

惠庭市いじめ防止基本方針 (現行)	惠庭市いじめ防止基本方針 (平成30年度改定案)	基本方針該当ページ 及び「手な改定内容該当箇所」
中立性を確保するように調査を行う。	中立性を確保するよう調査を行う。 (4) 調査の内容 重大事態の調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確に把握する。このとき、学校及び教育委員会は、いじめ調査委員会の求めに応じ、積極的に資料を提供する。	(4) 調査の内容 重大事態の調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の入間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確に把握する。このとき、学校及び教育委員会は、いじめ調査委員会の求めに応じ、積極的に資料を提供する。
(5) 調査結果の報告 重大事態の調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確に把握する。このとき、学校及び教育委員会は、いじめ調査委員会の求めに応じ、積極的に資料を提供する。	(4) いじめを受けた児童等からの聞き取りが可能な場合 ① いじめを受けた児童等からの聞き取りが可能な場合 いじめを受けた児童等からの聞き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聞き取るとともに、他の児童等や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査等を行う。調査実施にあたっては、いじめを受けた児童生徒や情報提供した児童等を守ることが最優先される必要がある。 ② いじめを受けた児童生徒の入院や死亡等により聞き取りが不可能な場合 いじめを受けた児童生徒の入院や死亡等により聞き取りが不可能な場合は、その保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速にその保護者と今後の調査について協議し、調査を実施する。 (4) いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報の提供 学校又は教育委員会は、いじめ問題調査委員会の調査結果を受け、調査により明らかになつた事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者等に対して、適時・適切な方法で説明を行う。 なお、これら的情報の提供にあたっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報を十分に配慮し、適切に提供する。	(4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供 学校又は教育委員会は、いじめ問題調査委員会の調査結果を受け、調査により明らかになつた事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者等に対して、適時・適切な方法で説明を行う。 なお、これら的情報の提供にあたっては、他の児童生徒又はその保護者より申し出された児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

惠庭市いじめ防止基本方針 (現行)	惠庭市いじめ防止基本方針 (平成30年度改定案)	基 本 方 針 該 当 ペ ー ジ 及 び 「なまはぎ」内客該当箇所
<p>3. 市長による再調査及び措置</p> <p>(1) 惠庭市いじめ問題再調査委員会の設置</p> <p>教育委員会より調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、必要があると認める場合は、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成された附帯機関である恵庭市いじめ問題再調査委員会(以下、「再調査委員会」という。)を設置する。再調査委員会は、先の調査結果及び当該重大事態の状況を踏まえ、適切に調査を行う。</p> <p>また、市長は再調査委員会による調査結果を受け、調査により明らかになつた事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、適時・適切な方法で説明を行う。</p> <p>なお、これらの説明にあたつては、他の児童生徒や関係者の個人情報の保護に十分配慮する。</p> <p>(2) 再調査の結果を踏まえた措置等</p> <p>市長は、再調査を行ったときは、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行なながら、その結果を市議会に報告する。</p> <p>さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p>	<p>3. 市長による再調査及び措置</p> <p>(1) 惠庭市いじめ問題再調査委員会の設置</p> <p>教育委員会より調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、必要があると認める場合は、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成された附帯機関である恵庭市いじめ問題再調査委員会(以下、「再調査委員会」という。)を設置する。再調査委員会は、先の調査結果及び当該重大事態の状況を踏まえ、適切に調査を行う。</p> <p>また、市長は再調査委員会による調査結果を受け、調査により明らかになつた事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、適時・適切な方法で説明を行う。</p> <p>なお、これらの説明にあたつては、他の児童生徒や関係者の個人情報の保護に十分配慮する。</p> <p>(2) 再調査の結果を踏まえた措置等</p> <p>市長は、再調査を行ったときは、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行なながら、その結果を市議会に報告する。</p> <p>さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p>	<p>19 p</p>

※用語の定義
 ① この基本方針において「学校」とは、恵庭市立の各小学校、中学校をいう。
 ② この基本方針において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 ③ この基本方針において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。